

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の  
鉄道分野における交流と協力の強化に関する了解覚書

公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会（以下交流協会と亜東関係協会を併せて「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、高速鉄道システムを共有する日台間において、システムとしての安全性・信頼性の向上や海外展開の可能性を追求するため、鉄道全般における協力関係を強化するよう努力することとし、交流協会は国土交通省、亜東関係協会は交通部の関係担当部局に対し、それぞれの協力を要請する。
2. 双方は、年一回程度の実務者による定期会合を相互に開催するとともに、必要に応じて専門家による交流を随時実施することができる。
3. 定期会合は、双方が相互に関心を有する事項を議題とすることを基本とし、その議題には、鉄道の運行や安全・防災体制に関すること等が含まれる。

この了解覚書は、双方の署名の日に効力を生じ、双方の協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の側も、90日前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、この了解覚書を終了させることができる。この了解覚書は、ひとしく正文である日本語及び中国語により各二部作成され、2013年11月5日、台北において署名された。

公益財団法人交流協会会長

大橋 克夫

亜東関係協会会長

李 嘉進

## 附属文書

1. 実務者による定期会合についての出席者は、双方の同意に基づいて決定される。
2. 定期会合においては、以下の議題を取り扱うこととする。
  - (1) 鉄道事業監督制度、事故調査制度等制度面の意見交換
  - (2) 在来線を含む鉄道の運行や安全・防災体制等の意見交換
  - (3) その他、各種技術面での意見交換
  - (4) 日台の高速鉄道システムの海外展開についての意見交換以上のほか、双方の同意に基づいて議題を加えることができるものとする。